

鉛健康診断

法令で定められた鉛業務に従事する労働者に対しては、雇入れ時、当該業務への配置替え時及びその後6ヶ月以内ごとに1回定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

[必ず実施すべき項目]

- ①業務の経歴の調査
- ②・鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴調査
 - ・血液中の鉛の量及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の既往の検査結果の調査
- ③鉛による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ④血液中の鉛の量の検査
- ⑤尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査

[医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目]

- ⑥作業条件の調査
- ⑦貧血検査
- ⑧赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- ⑨神経内科学的検査

鉛健康診断における検査項目

検査項目
血中鉛
尿中デルタアミノレブリン酸
赤血球中プロトポルフィリン